

住民監査請求（市長選挙費用の損害賠償請求2）監査結果について（概要）

平成26年 5 月 7 日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

第1 請求の受付

1 請求の要旨

（1）請求の趣旨

橋下市長の違法ないし不当な辞職という不法行為により、市長選挙の為の公金が支出されたことに対して、大阪市が放置しておくことは財産管理を怠る事実となるので、橋下徹に対する損害賠償など損害を補填する必要な措置を講ずることを求める。

（2）請求の理由

橋下市長は、法定協議会や議会の決議が自分の思い通りにならないからといって、議会に圧力を加えるため、市長の職を辞し、市長選挙を強行せしめた。

この辞職は議会の正当な権限を奪う為になされたもので、地方自治法に反した議会無視の不当違法なものである。

現実の選挙も世論も上記の通りであった。

この選挙の強行のため市は選挙をせざるを得なくなり、市長選挙の費用を市の決定として違法不当な公金 6 億 3000 万円を支出して費消したが、その回収措置をとらない。

よって、市は橋下徹氏に 6 億 3000 万円の損害賠償請求をするなど損害を補填する措置をとること。

なお、監査請求は公金支出について、違法以外に不当な時も是正補填する為に必要な措置をとる責任と権限を有する。

本件 6 億 3000 万円の支出の当不当は圧倒的多数の国民の判断基準によるべきである。

（監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。）

2 請求の受理

・本件請求は、市長が退職し選挙（以下「本件選挙」という。）が執行されたことにより、不法行為に基づく選挙費用相当額の損害が本市に発生しているにもかかわらず、本市職員等が損害賠償請求権の行使を行うなど何らの対応も行っていないことが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたることとなされたものと解され、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

- ・本件選挙が執行され、それに伴い公金を支出した行為が不法行為に当たり、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

- ・法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成26年5月22日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

- ・請求人からは、新たな証拠として、本件選挙に関する文書及び陳述補充書の提出があった。

- ・請求人からの請求書の用紙を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・選挙結果は投票率も低いなど、全国的にみても恥ずかしい結果だった。

- ・市長は出直し選挙というが、その理由は自らの思うようにいかないからということであった。一方で、市長は、市民病院等赤字なものには公金は出せないと言っている。そうするとこの6億円は何だったのか。

- ・今回の選挙費用については市民はみんな無駄遣いだと思っている。

- ・選挙前と比べて何も変わっていないから違法である。

- ・市長は自分の再選は確定的であるので、大量得票を得て、それを背景に現職の委員である議員を法定協議会から追放すると宣言していた。市長による解任権もないことについて世論を背景に強行するというのは二元制と住民自治尊重の法や憲法に違反する外、議員権限の剥奪を狙う違法行為である。

3 関係人調査（5頁に詳述）

- ・監査委員は、平成26年5月12日、政策企画室長、総務局長及び行政委員会事務局長に対し、本件選挙の実施によって、本市が不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのかどうか等を法第199条第8項の規定により照会した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市長の退職申出から本件選挙に至る経過等

ア 市長退職申出（平成26年2月7日）

- ・法第145条に、普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならないと規定されていることから、市長は同日、市議会議長に退職を申し出た。なお、法には、退職を制限する事由は規定されていない。

イ 議長からの通知受領（平成26年2月7日）

- ・アの退職申出について、市議会議長から同日選挙管理委員会に通知があり、同委員会はこの受領した。

- ・なお、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第111条には、地方公共団体の長について、

その退職の申立てがあった場合には申立ての日から5日以内に地方公共団体の議長から当該地方公共団体の選挙管理委員会に、その旨を通知しなければならないと規定されている。

ウ 選挙期日の決定（平成26年2月8日）

- ・選挙管理委員会は、イの通知を受け、選挙の期日を決定した。
- ・なお、公職選挙法第114条には、地方公共団体の長の退職の申立てがあったことにつき通知を受けた場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならないと規定されている。なお、公職選挙法第264条には、地方公共団体の長の選挙に関する費用は、当該地方公共団体が負担する旨規定されている。

エ 市長の退職（平成26年2月27日）

- ・法第145条には、普通地方公共団体の長が退職しようとするときは、その退職しようとする日前、市町村長にあっては20日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならないが、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができると規定されている。
- ・市長は、平成26年2月15日に退職したいと市議会議長に申し出たが、退職について市議会の同意が得られなかったため、平成26年2月27日午前0時をもって退職となった。

オ 選挙期日の告示（平成26年3月9日）

- ・選挙管理委員会は同日、選挙の期日を告示した。この選挙には、橋下氏を含め4名が立候補した。

カ 選挙期日（平成26年3月23日）

- ・本件選挙は同日行われ、即日開票され、翌日に当選人の決定が告示された。

キ 投票状況及び開票結果

(ア) 投票状況

- ・当日有権者数 2,114,978人
- ・投票者数 498,918人
- ・投票率 23.59%

(イ) 開票結果

- ・有効投票数 431,367票（うち 当選人橋下氏 377,472票）

(2) 補正予算及び決算

ア 補正予算の流れ（平成26年2月12日）

- ・「財政総務委員会における平成25年度補正予算（財政総務委員会関係）説明資料の作成について」が起案され、行政委員会事務局長の決裁がなされ、財政局へ提出された。
- ・この補正予算は、本件選挙の所要経費に係るものであり、選挙費として632,277千円

を計上されている。

・その内訳は次のとおりである。

・人件費	209,446千円
（うち報酬（選挙従事者報酬等）	45,028千円
職員手当等（超過勤務手当等）	164,418千円）
・物件費	422,831千円
（うち需用費（消耗品費等）	45,265千円
役務費（通信運搬費等）	82,418千円
委託料（選挙公報配布費等）	203,567千円
その他（使用料及び賃借料等）	91,581千円）
・合計	632,277千円

イ 補正予算の成立（平成26年2月28日）

・補正予算が市議会本会議に上程され、可決された。これにより、本件選挙に係る補正予算（632,277千円）が成立した。

ウ 決算

・本件選挙に係る歳出決算見込額（平成26年3月末現在）は、次のとおりである。

・人件費	171,747千円
（うち報酬（選挙従事者報酬等）	41,773千円
職員手当等（超過勤務手当等）	129,974千円）
・物件費	354,889千円
（うち需用費（消耗品費等）	28,493千円
役務費（通信運搬費等）	74,257千円
委託料（選挙公報配布費等）	188,947千円
その他（使用料及び賃借料等）	63,192千円）
・合計	526,636千円

(3) 議会と長に関する規定

・法は、議会や長の権限等について規定する。

・また、日本国憲法（昭和21年）（以下「憲法」という。）第93条第1項は、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると規定し、同条第2項は、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定する。

・この規定は、地方公共団体の議決機関としての議会と執行機関についての地方公共団体の長のいわゆる二元代表制を定めているとされている。憲法が地方公共団体の組織に二元代表制を採用していることについては、次のような説明がされている。

ア 議会の議員と執行機関である長のいずれも直接公選とし、その選任に住民の意思を直

接反映させることにより、より民主的な政治・行政を期する。

イ 議会と長が、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図る。

(4) 地方自治運営の基本原則の規定

・法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと規定し、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定する。

・これらは、地方自治運営の基本原則を抽象的、一般的に定めたものとされている。

(5) 出直し選挙の例

・これまでの出直し選の例としては、大阪市（平成17年）、岐阜市（平成21年）、白浜町（平成22年）、名古屋市（平成23年）等がある。

(6) 不法行為

・民法（明治29年法律第89号）第709条は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うとする不法行為を規定しており、要件としては、①権利・利益侵害（違法性）、②故意・過失、③損害の発生、④因果関係があげられており、不法行為の成立には、この4要件が揃う必要がある。

(7) 関係人調査

・監査委員は、平成26年5月12日、政策企画室長、総務局長及び行政委員会事務局長に対し、本件選挙の実施によって、本市が不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているのかどうか等を法第199条第8項の規定により照会した。これに対して、政策企画室長、総務局長からは平成26年5月20日に、行政委員会事務局長からは平成26年5月21日に回答があった。

・その回答内容は次のとおりである。

ア 政策企画室

・本市が不法行為による損害賠償請求権を有しているかについては、当該請求権が存するとした場合に、請求を行うべき所属において判断されるべき事項であり、政策企画室としては、この点につきまして判断し、又は見解を述べる立場にはございません。

・なお、今回の辞職は、法に基づいて適法に行われたものと考えております。

イ 総務局

・本市が不法行為による損害賠償請求権を有しているかについては、当該請求権が存するとした場合に、請求を行うべき所属において判断されるべき事項であり、総務局としては、この点につきまして判断し、又は見解を述べる立場にはございません。

ウ 行政委員会事務局

・平成 26 年 3 月 23 日執行の大阪市長選挙については、公職選挙法第 111 条第 1 項第 4 号の規定による市会議長からの通知を受領後、同法第 34 条及び第 114 条に基づき選挙期日の決定を行い執行したものであり、違法又は不当な点はなく、不法行為に基づく損害賠償請求権はないと考える。

3 判断

・以上のような事実関係の確認、関係人調査等に基づき、本件請求について次のように判断する。

・「地方公共団体の長が退職し、選挙が執行され、それに伴い公金を支出した行為が当該団体に対する不法行為に当たり、当該団体に損害賠償請求権が発生していることが明らかであるにもかかわらず、債権を行使していない場合」は、原則として、財産（債権）の管理を怠るものとして違法不当となるというべきであるから、今回の市長の行為が不法行為に当たり、損害賠償請求権が発生しているといえるのかが問題となる。

・不法行為による損害賠償については、民法第 709 条において、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされ、不法行為の成立要件としては、①故意又は過失、②権利・利益侵害（違法性）、③損害の発生、④因果関係のすべてを満たすことが必要とされている。

・そして、請求人は、上記成立要件のうち、「違法性」について、議会に圧力を加えるため、市長の職を辞し、市長選挙を強行する行為は、議会の正当な権限を奪う行為であり、憲法および法に違反し、また、今回の選挙の投票率が低く、選挙後の状況に変化がなかったことから、選挙費用の無駄遣いであると主張している。

・一方、政策企画室は、今回の辞職は、法に基づいて適法に行われた旨説明し、行政委員会事務局は、本件選挙については、公職選挙法に基づき執行したものであり、違法又は不当な点はなく、不法行為に基づく損害賠償請求権は無いと考える旨説明する。

・そこで、市長が退職した行為が憲法あるいは法に反するものといえるかという点について考察すると、市長の退職に関して、法は、退職事由を特に制限しておらず、長の任期中の退職は原則として自由であるから、市長が大阪都構想を前に進めるために市民の信を問うとして退職した行為は、直ちに法の規定に反しているとはいえない。

・また、地方公共団体の長において市民の信を問うために退職することは、本市や他都市においても例が見受けられることであり、憲法や法にいう議会と長が、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治の運営を図るという二元代表制の趣旨、目的に明らかに反するものとはいえないから、今回の退職行為が違法であるとまではいえず、不法行為が成立するとはいえない。

・なお、請求人は、今回の選挙の投票率が低く、選挙後の状況に変化がなかったことから、

選挙費用が無駄遣いであり、法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項（以下「法等」という。）の趣旨に反し、不法行為が成立しているとも主張すると解されるが、これらの法等の規定は最少経費による最大効果の原則を抽象的に定めたものにとどまり、直ちに違法性が導かれるものではなく、不法行為が成立するとはいえない。

・よって、市長が退職し、選挙が執行され、それに伴い公金を支出した行為には、違法性が認められないことから不法行為が成立せず、不法行為に基づく損害賠償請求権そのものが存在しないのであるから、債権の行使を怠っている事実はない。

4 結 論

・以上の判断により、請求人の主張には理由がない。